流 山 市 農 業 委 員 会
令 和 元 年 第 6 回
総　会　議　事　録

令和元年6月10日招集

流　山　市　農　業　委　員　会

流山市農業委員会令和元年第5回総会議事録

1 期　　日　　令和元年6月10日（月）

2 場　　所　　流山市役所305会議室

3 議 長 名　　水代 啓司

4 署名委員　　4番 小菅 康男
　　　　　　　5番 染谷 一嘉

5 出席委員・推進委員（委員12名/推進委員3名）

1番 鈴木 亨	2番 金子 孝博
3番 中嶋 清	4番 小菅 康男
5番 染谷 一嘉	6番 石井 保
7番 吉田 達弘	8番 岡田 長政
9番 山﨑 日出男	10番 小嶋 悦子
11番 小倉 節子	12番 水代 啓司
推進委員 秋元 正	推進委員 小林 常男
推進委員 増田 正美	

6 欠席委員・推進委員（委員0名/推進委員0名）

7 書記名　　副主査　　斉藤 恒夫

8 事務局　　事務局長　　恩田 一成
　　　　　　事務局次長　　秋元 学
　　　　　　事務局次長補佐　真通 俊人
　　　　　　事務局係長　　鈴木 正寿

9 会議目次

(1) 議案第23号 農地法第4条の規定による許可申請について（恒久転用）（継続審査）…… 1
(2) 議案第29号 農用地利用集積計画の決定について…… 3
(3) 議案第30号 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価、及び令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定について…… 4
(4) 報告第15号 生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について…… 7
(5) 報告第16号 転用許可に伴う工事完了の報告について…… 8
(6) 報告第17号 流山市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規程の一部改正について…… 8
(7) 報告第18号 専決処理の報告…… 9

▲開会　午後4時3分

○水代議長　それでは、ただ今から令和元年第6回流山市農業委員会総会を開会いたします。

なお、流山市三輪野山の○○さん、流山市東初石の○○さんから、総会を傍聴したい旨の申出があり、議長においてこれを許可いたしましたので、ご了承願います。

ただいまのところ出席委員は12名中12名で定足数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員より3名出席していることを、ご報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。

流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○水代議長　異議なしと認めます。

4番　小菅委員、5番　染谷委員を指名いたします。

次に、会議書記の指名を行います。

本日の会議の書記として、斉藤副主査を任命いたします。

○水代議長　次に、本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

秋元次長。

◎秋元次長　お手元に配布させていただきました議案書を2枚めくっていただき、この議案書の「会議目次」をご覧いただきたいと思います。

本日、ご審議いただく案件につきましては、継続審査案件の議案第23号 「農地法第4条の規定による許可申請について（恒久転用）継続審査」、議案第29号「農用地利用集積計画の決定について」及び議案第30号「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定について」の3議案についてご審議いただきたいと思います。

また、報告事項といたしましては、報告第15号「生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について」から報告第18号「専決処理の報告について」を報告させていただきます。

説明は、以上です。

よろしくお願いします。

○水代議長　ただいまの説明について、何かご質問ございますか。

（なしの声あり）

○水代議長　なしと認めます。

これより議事に入ります。

○水代議長　議案第23号「農地法第4条の規定による許可申請について（恒久転用）（継続審査）」を議題といたします。

議案の説明を求めます。
秋元次長。

◎秋元次長 議案書の1ページをご覧ください。

議案第23号

農地法第4条の規定による許可申請について（恒久転用）（継続審査）

次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

令和元年6月10日提出

本件につきましては、総会に先立ち開催されました全員協議会で、皆様にご審議いただいた案件です。

申請者は、流山市大字西深井にお住いの方です。

申請地は、流山市西深井の畑1筆　転用面積2，998．71平方メートルです。

転用目的につきましては、貸駐車場を整備するものです。

申請理由としては、近隣に建設された物流施設に入る運送事業者から、物流施設内の駐車場では、従業員用の駐車場が不足してしまうため、従業員用駐車場として貸してほしいという要望があったことから、申請がなされたものです。

この申請地の案内図と計画図につきましては、議案案内図の1ページと2ページにございますので、併せてご参照ください。

次に申請地の農地区分ですが、申請地は、東武線運河駅の南西約1．1キロメートルに位置し、周囲は畑と住宅等が混在している地域です。そのため、「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」として、第2種農地と判断いたしました。

次に、前方の土地利用計画図で事業計画の概要についてご説明いたします。

全体を砕石敷き、西側道路に接した部分には退避スペース的にアスファルト舗装を施し、126台分の駐車場を整備する計画です。土砂等の流出対策については、隣地側をコンクリート板柵で囲い、流出を防ぐ計画です。また、排水対策については、雨水は自然浸透とし、汚水及び雑排水は使用しないとのことでした。

申請地の現況につきましては写真のとおりで、申請地周辺につきましては、北側、東側、道路を挟んだ西側は農地、南側は道路を挟んで住宅となっています。

次に、資金計画ですが、整備費が約850万円で、全額自己資金で賄うとのことで、金融機関発行の残高証明書が添付されています。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○水代議長 これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

（なしの声あり）

○水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第23号について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、多数であります。

よって議案第23号については、許可することに決定いたしました。
ありがとうございました。

○水代議長　次に、議案第29号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。
議案の説明を求めます。
秋元次長。
◎秋元次長　議案書の2ページをご覧ください。
議案第29号
農地利用集積計画の決定について
次のとおり、農用地利用集積計画案について審議を求める。
令和元年6月10日提出
本件の権利者は、流山市西深井に本店を置く農地所有適格法人です。
借り受ける農地につきましては、西深井の現況畑2筆　合計面積1，017平方メートルです。
議案案内図は3ページにございますので、併せてご参照ください。
利用権の設定期間は、新規により3年間、移転の原因は賃貸借です。
説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いします。
○水代議長　本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。
小倉委員長。
◎小倉委員長　議案第29号「農用地利用集積計画の決定について」ご報告いたします。
今月の案件は、新規が1件であります。
本件については、新たに3年間の利用権を設定しようとするものであります。
権利者は流山市西深井に本店を置く農地所有適格法人でございます。農業従事者は6名で、農業従事日数は220日であります。
申請地につきましては、写真のとおりで、草刈済みの状態でした。
以上のことをもとに審議しましたところ、計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をいずれも満たしております。
よって、本案につきましては、全会一致をもって、承認相当という結論に達しました。
以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。
○水代議長　ありがとうございました。
これより、本案に対する質疑に入ります。
質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。
（なしの声あり）
○水代議長　質疑なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第29号について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
挙手、全員であります。

よって議案第29号については、承認することに決定いたしました。

○水代議長　次に、議案第30号「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

秋元次長。

◎秋元次長　議案書の4ページをご覧ください。

議案第30号

平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価・令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定について

平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価、及び令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画を次のとおり決定するものとする。

令和元年6月10日提出

本案につきましては、農林水産省からの「農業委員会の適正な事務実施について」の通知に基づき、毎年策定を行っているもので、農業委員会の透明性、公平性の確保及び地域住民等への農業委員会事務の理解促進を図ることを目的として、農業委員会活動の点検評価及び活動計画を作成するものです。

また、本案の策定につきまして2回にわたりまして、総合農政検討委員会において検討いただき、その案を策定していただいたものです。

次に、案の内容につきましては、総合農政検討委員会の方以外にも事前にお送りしておりますので、詳細につきましては省略させていただき、ここでは概要について申し上げます。

別紙資料の「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」をご覧ください。

この資料は、8項目に分かれており、1項目は、1ページの「農業委員会の状況」

2項目は、2ページの「担い手への農地の利用集積・集約化」

3項目は、3ページの「新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」

4項目は、4ページの「遊休農地に関する措置に関する評価」

5項目は、5ページの「違反転用への適正な対応」

6項目は、6ページと7ページの「農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」

7項目と8項目は、8ページの「地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容」、「事務の実施状況の公表等」です。

それでは、最初に1ページをご覧ください。

1項目の「農業委員会の状況」についてですが、各市町村の「農業の概要」及び「農業委員会の体制」について、点検評価するものです。

次に、資料の2ページをご覧ください。

2項目の「担い手への農地の利用集積・集約化」についてですが、担い手の育成確保の取り組みについて、目標値を定め活動内容を記載し、その活動について、点検評価を行うものです。

次に、資料の3ページをご覧ください。

3項目の「新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」についてですが、新規参入の取り組みについて目標値を定め活動内容を記載し、その活動について点検評価を行うものです。

次に、資料の4ページをご覧ください。

4項目の「遊休農地に関する措置に関する評価」についてですが、遊休農地対策の取り組みについて、目標値を定め活動内容を記載し、その活動について点検評価を行うものです。

次に、資料の5ページをご覧ください。

5項目の「違反転用への適正な対応」についてですが、違反転用対策の取り組みについて、活動内容を記載し、その活動について点検評価を行うものです。

次に、資料の6ページをご覧ください。

6項目の「農地法によりその権限に属された事務に関する点検」についてですが、農地法第3条に基づく許可事務、農地転用に関する事務、農地所有適格法人からの報告への対応、情報の提供等について、適正かつ公平に事務が行われていたかなどを点検するもので、適正かつ公平に事務が行われおりました。

次に、資料の8ページをご覧ください。

7項目の「地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容」についてですが、地域農業者等からの要望・意見はありませんでした。

8項目の「事務の実施状況の公表等」についてですが、この項目は事務の公表について記載するもので、議事録及び活動点検評価については、ホームページに公表しているとして記載、農地利用最適化推進施策の意見については、流山市長に対して提出した意見の概要を記載しました。

続きまして、別紙資料の「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)」をご覧ください。

初めに、1ページをご覧ください。

1項目の「農業委員会の状況」についてですが、1の「農家・農地等の概要」につきましては、農林業センサス等に基づき記載しました。

2の「農業委員会の体制」につきましては、新制度に基づくものとして現体制の内容を記載しました。

次に、資料の2ページをご覧ください。

2項目の「担い手への農地の利用集積・集約化」についてですが、農地面積、集積面積等の現状、課題として、「農業従事者の減少・高齢化等による遊休農地の増加が、農地の確保・有効利用を図る上での課題となっている。」と記載しました。

その課題を受け、目標集積面積は、「4.2ヘクタール」。活動計画は、「ホームペー

ジ等を活用し、利用集積事業制度の周知を行う。市農業振興課と連携し、担い手への貸付け推進を行う。」と記載しました。

3項目の「新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」についてですが、新規参入の現状、課題として、「本市は首都近郊に位置し、新たな一団となった農地の取得等が難しい状況にある。また、本市は土地区画整理事業等により市街地化が著しく、農業経営が難しい状況下にある。」と記載しました。

その課題を受け、参入目標数は「1経営体」。活動計画は、「新規参入に関する相談窓口を開設する。新規参入に関する情報の周知を市ホームページ等で行う。」と記載しました。

続いて、資料の3ページをご覧ください。

4項目の「遊休農地に関する措置」についてですが、農地面積、遊休農地面積等の現状、課題として「利用状況調査により新たに把握した遊休農地については、利用意向調査実施後の継続的な状況確認や利用集積への誘導等を図る必要がある。

また、遊休農地発生防止策として所有者への啓発が必要である。」と記載しました。

その課題を受け、目標解消面積は、「0．3ヘクタール」。活動計画は、利用状況調査の活動計画を記載しました。

5項目の「違反転用への適正な対応」についてですが、農地面積、違反転用面積の現状、課題として「違反転用事案については、権利関係が事業者に移転されている場合が多いことなどから、是正が困難な事例が多い。」と記載をしました。

その課題を受け、活動計画は「・小委員会における現地調査時に、違反転用パトロールを兼ねて行う。・市ホームページや市広報に違反転用防止対策記事を掲載し、啓発を行う。また、農業関係機関と連携し農家回覧等により周知を行う。・農地違反転用対策委員会等において必要な是正指導を行う。」と記載をしました。

本日、ご承認を頂けましたら、市のホームページに掲載したいと思います。

説明につきましては、以上です。

ご審議のほどをよろしくお願いします。

○水代議長　本案について、担当委員長から審議結果について報告を求めます。

山﨑委員長。

◎山﨑委員長　議案第30号「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価、及び令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定について」、審議の経過と結果について、ご報告いたします。

本案につきましては、農林水産省が公表しております「農業委員会の適正な事務実施について」に基づいて、先月及び本日の総合農政検討委員会で、昨年度の活動内容と本年度の活動計画について審議いたしました。

その結果、総会に提出するべく、別紙のとおり案をまとめさせていただきました。

内容につきましては、先ほどの事務局の説明のとおりです。

以上で、総合農政検討委員会における審議の経過と結果について、ご報告を終わらせていただきます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○水代議長 ありがとうございました。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いします。

○水代議長 私から質問します。30年度の点検結果によると、令和元年度活動計画の4にあるように耕地面積が50町歩とかなり減っていますね。遊休農地も3．7～6．0パーセントとこちらも減っています。この減少具合の一番の要因は、何ですか。

◎山﨑委員長 新川農地の土地利用施設が要因です。

○水代議長 判りました。

○水代議長 ほかにご質問ございませんか。

（なしの声あり）

○水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第30号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第30号については、原案のとおりとすることに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代議長 次に、報告第15号「生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について」の報告を求めます。

秋元次長。

◎秋元次長 議案書の5ページをご覧ください。

報告第15号

生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について

生産緑地法第13条の規定による農業従事者への斡旋依頼が、次のとおりあったので報告する。

令和元年6月10日報告

斡旋依頼がありました土地は、流山市野々下の畑5筆　合計面積2，850平方メートルで、本年4月に開催されました農業委員会総会の議案第21号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」でご承認をいただきました方の農地です。

議案案内図につきましては、4ページをご参照ください。

買取り希望価格につきましては、記載のとおりであり、今後、買取り申出から3か月後の令和元年7月16日までに買取りの申し出がなかった場合には、生産緑地地区の行為の制限が解除されることになります。

今月の生産緑地の買取り申し出についての報告は、以上です。

よろしくお願いします。

○水代議長 ただいま報告がありましたが、ご質問、ご意見がございましたら承ります。

（なしの声あり）

○水代議長　特にないようですので、次に進みます。

○水代議長　次に報告第16号「転用許可に伴う工事完了の報告について」の報告を求めます。

秋元次長。

◎秋元次長　議案書の6ページをご覧ください。

報告第16号

転用許可に伴う工事完了の報告について

農地転用許可に伴う工事完了を確認したので、報告する。

令和元年6月10日報告

本件につきましては、昨年12月の総会で審議がなされ、平成30年12月13日付けで許可となった案件です。

案内図及び土地利用計画図については、議案案内図の5ページと6ページにございます。

本件につきましては、5月7日に岡田委員と石井委員にご確認をいただきました。

また、現地確認した際の写真につきましては、スライドにしておりますので、併せてご参照ください。

今月の転用許可に伴う工事完了報告は以上です。

よろしくお願いします。

○水代議長　ただいま報告がありましたが、ご質問、ご意見がございましたら承ります。

（なしの声あり）

○水代議長　特にないようですので次に進みます。

○水代議長　次に、報告第17号「流山市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規程の一部改正について」の報告を求めます。

秋元次長。

◎秋元次長　議案書の7ページをご覧ください。

報告第17号

流山市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規程の一部改正について

流山市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規程の一部を改正したので報告する。

令和元年6月10日報告

本件につきましては、新市街地地区の区画整理地の換地処分に伴い、一部の字名が変更されたことを受け、農地利用最適化推進委員の地区割りの字名を変更したものです。

また、併せて条文の見出しの錯誤を訂正しました。

改正の新旧対照表をご覧ください。
別表の推進委員の地区に、新たにできた「おおたかの森北、南、東、西」の字名を追加しました。
また、併せて第8条の見出しが農業委員となっていたものを「推進委員」といたしました。
規程の改正に関する報告は以上です。
よろしくお願いします。

○水代議長 ただいま報告がありましたが、ご質問、ご意見がございましたら承ります。

（なしの声あり）

○水代議長 特にないようですので次に進みます。

○水代議長 次に、報告第18号「専決処理の報告について」の報告を求めます。
秋元次長。

◎秋元次長 議案書の8ページをご覧ください。
報告第18号
専決処理の報告について
流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。
令和元年6月10日報告
最初に、1の農地法第4条第1項第7号の規定による届出について報告いたします。
今月の農地法第4条の届出の報告は、5件　14筆　面積2，693．47平方メートルです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。
議案書の9ページをご覧ください。
次に、2の農地法第5条第1項第6号の規定による届出です。
今月の農地法第5条の届出の報告は、46件　134筆　面積47，627．79平方メートルであります。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。
続きまして、議案書の10ページをご覧ください。
今月報告の農地法第4条・第5条届出の集計表を記載しております。
第4条につきましては、住宅用地4件、その他の建物施設用地が1件の届出がありました。
第5条につきましては、マンションの区分所有を除く住宅用地が38件、マンションの区分所有が7件、その他の建物施設用地が1件の計46件の届出がありました。
今月の専決処理の報告は以上です。よろしくお願いします。

○水代議長 ただいま報告がありましたが、ご質問、ご意見がございましたら承ります。

（なしの声あり）

○水代議長 特にないようですので、次に進みます。

○水代議長　以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって、令和元年第6回流山市農業委員会総会を終了いたします。

慎重審議をいただきありがとうございました。

△閉会　午後4時38分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

令和元年6月10日

流山市農業委員会長

流山市農業委員会委員

流山市農業委員会委員